令和８年（フ）第８６号
長野県千曲市大字稲荷山750番地１、前住所長野県千曲市大字屋代834番地３
債務者　柳沢　俊彦
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第９４号
岐阜県揖斐郡大野町大字小衣斐144番地５、前住所岐阜県揖斐郡池田町粕ヶ原725番地の３
債務者　小寺　修一
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１００号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原959番地の27
債務者　角谷　数子
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
三重県松阪市嬉野田村町485―３、住民票上の住所三重県亀山市川合町246番地７
債務者　川井　純子（旧姓松井）
１　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４２号
滋賀県彦根市新海町1496番地２
債務者　吉川　由夏
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１５５号
滋賀県東近江市御園町152番地　御園ハイツⅡ　１Ｂ号室
債務者　川西　一美
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第４７号
滋賀県米原市入江283番地32、前住所滋賀県彦根市後三条町273番地４（103号）
債務者　中嶌　和貴
１　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第４５６号
兵庫県姫路市上大野１丁目１番16―302号　オーキッドコート
債務者　安積　雅人
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７２号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北１丁目143番地　ガーデンベルベⅠ　201
債務者　中島　結奈
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７９号
兵庫県姫路市新在家本町２丁目10番４―210号　パールメゾン新在家
債務者　高階　伸明
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４９号
兵庫県豊岡市日高町知見447番地、前住所兵庫県養父市八鹿町石原1076番地６
債務者　小井塚仁義
１　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１０８号
鳥取県鳥取市気高町新町３丁目40番地　コーポミサ108号
債務者　大坪　裕紀
１　決定年月日時　令和８年９月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３５号
鳥取県米子市旗ヶ崎１丁目10番25号
債務者　松本恵理子
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第８７号
広島県呉市仁方西神町１―17
債務者　石田　洋紀
１　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第６３号
山口県岩国市麻里布町五丁目７番９―301号　ＶＩＬＬＡ麻里布
債務者　岡本　宏明
１　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２４２号
愛媛県松山市衣山５丁目1517番地22
債務者　渡辺　結子
１　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４５号
愛媛県伊予市下吾川79番地１　メゾン来夢コートＡ棟１号
債務者　篠田　千恵
１　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部